

改正

平成25年5月1日25千環環温発第66号

平成27年3月11日26千環環温発第255号

平成28年3月31日27千環環政発第289号

平成28年8月1日28千環環政発第119号

令和5年6月9日5千環境政発第94号

令和6年6月10日6千環境政発第133号

千代田区温暖化配慮行動計画書制度要綱

(目的)

第1条 この要綱は、千代田区地球温暖化対策条例施行規則（平成22年千代田区規則第45号。以下「規則」という。）第2章（第7条を除く。）に規定する事業所の環境配慮行動について、その細目を定めることにより、事業者の温暖化配慮行動（以下「配慮行動」という。）を促進することを目的とする。

(定義)

第2条 この要綱における用語の意義は、次の各号に定めるところによるほか、千代田区地球温暖化対策条例（平成19年千代田区条例第29号）及び規則における用語の例による。

- (1) 環境教育 事業者が雇用する従業員に対して行う地球環境に関する教育をいう。
- (2) 地域貢献活動 事業者の事業所（以下「事業所」という。）外において実施する環境保全に係る活動、地域社会の福祉の向上に係る活動、地域の経済振興に係る活動及び地域行事の継承又は地域の教育活動の活性化に係る活動をいう。
- (3) 環境活動 事業所内において実施する地球温暖化の防止に役立つ活動をいう。

(計画書兼報告書)

第3条 規則第5条の規定による計画書及び報告書の様式は、前年度の配慮行動の活動報告及び当該年度に計画する行動計画の内容を記載した温暖化配慮行動計画書兼報告書（別記様式。以下「計画書兼報告書」という。）とし、次に掲げる事項を記載するものとする。

- (1) 届出者の住所及び氏名
- (2) 事業所の名称及び所在地
- (3) 事業所の業種及び従業員数

- (4) 環境教育の実績及び予定
- (5) 地域貢献活動の実績及び予定
- (6) 環境活動の実績及び予定
- (7) その他地球温暖化の防止に寄与する実績及び計画の内容

2 当該年度に計画する行動計画の内容については、実行可能な計画とし、その推進に努めなければならない。

3 計画書兼報告書の提出については、第1項の規定にかかわらず、同項各号に掲げる事項を記録した電磁的記録（電子的方式、磁気的方式その他人の知覚によっては認識することができない方式で作られる記録であって、電子計算機による情報処理の用に供されるものをいう。）を提出することにより行うことができる。

（計画書兼報告書の提出期限）

第4条 規則第5条の規定による計画書兼報告書の提出期限は、毎年8月末日とする。

（審査会への報告）

第5条 千代田区長は、提出された計画書兼報告書を、規則第7条の規定に基づき設置された審査会（千代田区地球温暖化対策推進懇談会設置要綱（平成18年10月25日18千環生発第416号）に規定する懇談会をいう。）に報告し、審査・選定を依頼する。

（計画書兼報告書等の公表内容）

第6条 規則第9条の規定により原則として公表する内容は、次のとおりとする。

- (1) 計画書兼報告書を提出した事業者名
- (2) 前号の事業者が提出した計画書兼報告書の概要
- (3) 前条の規定による審査の結果

2 前項第2号の計画書兼報告書の概要として公表する内容は、次のとおりとする。

- (1) 環境教育の取組内容
- (2) 地域貢献活動の取組内容
- (3) 環境活動の取組内容

（計画書兼報告書等の公表方法）

第7条 規則第9条の規定により公表する方法は、次のとおりとする。

- (1) 区広報紙への掲載
- (2) 区ホームページ等の利用
- (3) 地球温暖化配慮行動の主な取組み事例集等への掲載

(委任)

第8条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は環境まちづくり部長が定める。

附 則

(施行期日)

1 この要綱は、平成23年10月1日から施行する。

(平成23年度における計画書兼報告書の提出期限の特例措置)

2 平成23年度に係るこの要綱第5条による計画書兼報告書の提出期限は、同条中「8月末日」とあるのは「11月末日」とする。

附 則 (平成25年5月1日25千環環温発第66号)

この要綱は、平成25年5月1日から施行する。

附 則 (平成27年3月11日26千環環温発第255号)

この要綱は、平成27年4月1日から施行する。

附 則 (平成28年3月31日27千環環政発第289号)

この要綱は、平成28年4月1日から施行する。

附 則 (平成28年8月1日28千環環政発第119号)

この要綱は、平成28年8月1日から施行する。

附 則 (令和5年6月9日5千環境政発第94号)

この要綱は、令和5年6月9日から施行する。

附 則 (令和6年6月10日6千環境政発第133号)

この要綱は、令和6年6月10日から施行する。

別記様式 (略)